

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ

彦根市実行委員会

## 第1回宿泊衛生専門委員会



ひこにゃん国スポ・障スポ仕様【炬火】

日時 令和5年2月8日（水）14時00分

会場 彦根市役所5階 第1委員会室

湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ  
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025



# わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会

## 第1回宿泊衛生専門委員会 次第

日時：令和5年2月8日(水) 14時から

場所：彦根市役所5階 第1委員会室

- 1 開 会
- 2 委員紹介
- 3 宿泊衛生専門委員会 委員長あいさつ
- 4 報告事項
  - (1) わた SHIGA 輝く国スポ・障スポの概要について
  - (2) 宿泊衛生専門委員会について
  - (3) 彦根市開催基本方針について
  - (4) 彦根市宿泊基本計画について
  - (5) 彦根市医事・衛生基本計画について
- 5 審議事項
  - 【第1号議案】  
わた SHIGA 輝く国スポ 彦根市食品衛生対策要項（案）
  - 【第2号議案】  
わた SHIGA 輝く国スポ 彦根市環境衛生対策要項（案）
- 6 その他（スケジュール等）
- 7 閉 会

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会  
 宿泊衛生専門委員会 委員名簿

氏名欄 ◎委員長 ○副委員長

選出区分	No	機関・組織	役職	氏名
宿泊観光	1	公益社団法人彦根観光協会宿泊部会	部会長	◎ 関口 誠通
	2	公益社団法人彦根観光協会ブランド推進部会	部会長	宮川 佳典
	3	近江トラベル株式会社	代表取締役	植田 重弘
食品衛生	4	滋賀県湖東健康福祉事務所(彦根保健所)	生活衛生係長	山田 強
	5	彦根食品衛生協会	会長	○ 法村 賢仁
会場衛生	6	彦根市浄化槽業者協議会	事務局	山本富士裕
医療福祉	7	一般社団法人彦根医師会	副会長	廣田 善彦
	8	彦根歯科医師会	-	池田 昌弘
	9	一般社団法人彦根薬剤師会	-	射手矢雄一
	10	公益社団法人滋賀県看護協会第5地区支部	-	北村 月見
	11	彦根市健康推進員協議会	-	藤野 節子
	12	彦根市赤十字奉仕団	副委員長	大久保則雄
彦根市	13	彦根市市民環境部生活環境課	課長	中江 淳展
	14	彦根市市民環境部清掃センター	副所長	杉山 暢基
	15	彦根市福祉保健部健康推進課	課長	森原 敏
	16	彦根市産業部観光交流課	課長	成田 卓巳
	17	彦根市立病院事務局病院総務課	課長	高畑 拓郎
	18	彦根市消防本部予防課	課長	山本 吉洋



## 第1号報告

### 本市開催競技について

#### 1 わた SHIGA 輝く国スポ（国民スポーツ大会）

##### 【正式競技】

競技名	種別	競技会場	備考
陸上競技	全種別	平和堂 HATO スタジアム (彦根総合スポーツ公園陸上競技場)	
ハンドボール	成年男子 成年女子 少年女子	プロシードアリーナ HIKONE (彦根市スポーツ・文化交流センター) 彦総グリーンアリーナ (彦根総合高等学校体育館)	少年女子は 近江八幡市 との共催
弓道	全種別	プロシードアリーナ HIKONE (彦根市スポーツ・文化交流センター)	
なぎなた	成年女子 少年女子	パナソニック株式会社くらしアプライアンス社彦根工場多目的ホール	
ボウリング	全種別	ラピュタボウル彦根	滋賀県 豊郷町 甲良町 多賀町 との共催

##### 【デモンストレーションスポーツ】

実施競技	主管団体名	開催施設
ひこねスーパーカラム	彦根市スポーツ 推進委員協議会	プロシードアリーナ HIKONE (彦根市スポーツ・文化交流センター)

※実施時期は、原則として令和7年4月1日から国スポ閉会までの期間

## 第1号報告

### 2 わた SHIGA 輝く障スポ（全国障害者スポーツ大会）

#### 【正式競技】

競技名	障害区分	競技会場	備考
陸上競技	身体障害 知的障害	平和堂 HATO スタジアム (彦根総合スポーツ公園陸上競技場)	滋賀県 との共催
ボウリング	知的障害	ラピュタボウル彦根	滋賀県 豊郷町 甲良町 多賀町 との共催

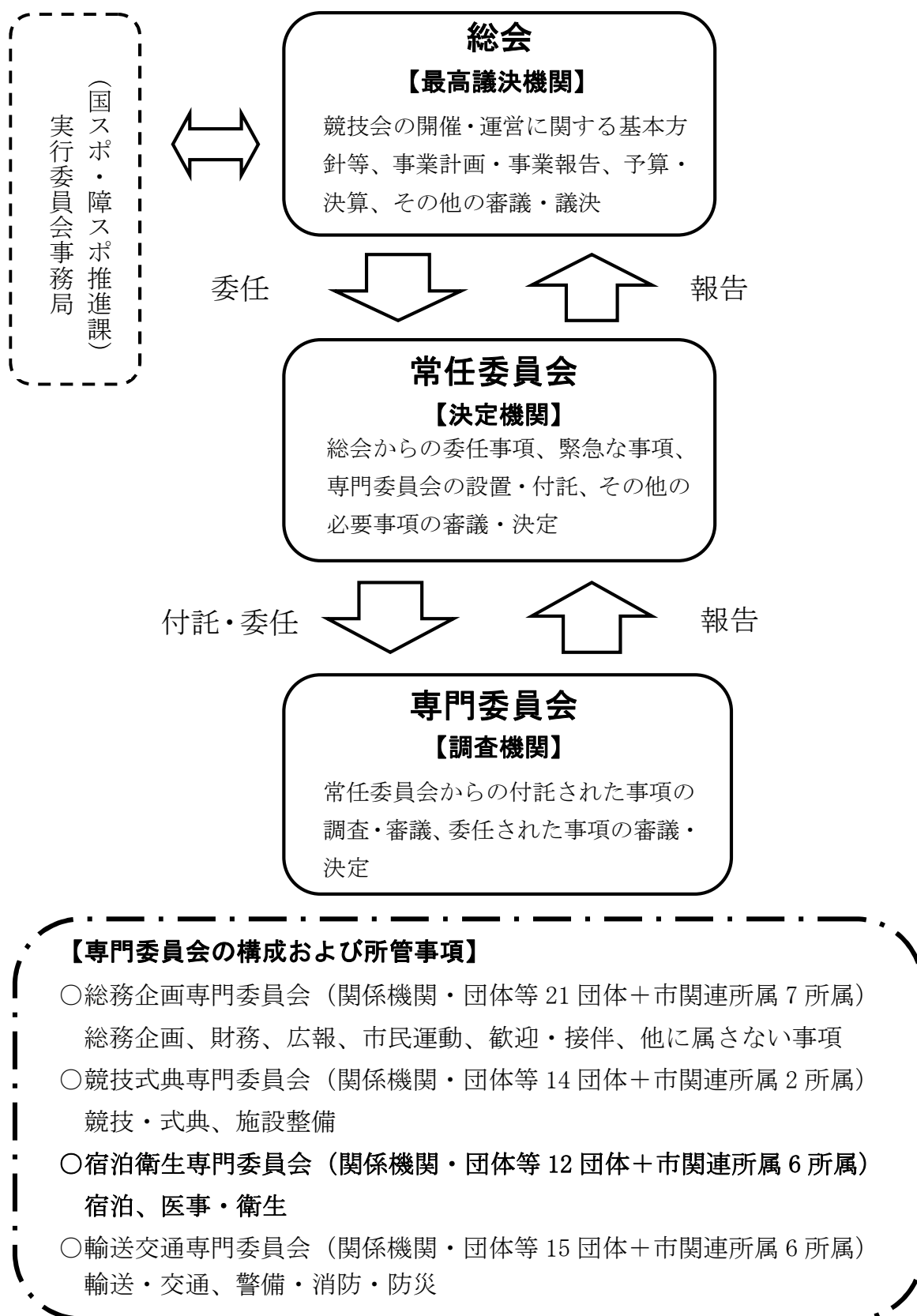
#### 【オープン競技】

実施競技	主管団体名	開催施設
SO バドミントン	特定非営利活動法人 スペシャルオリンピ ックス日本・滋賀	プロシードアリーナ HIKONE (彦根市スポー ツ・文化交流センター)

※実施時期は、原則として障スポの開催期間内



わた SHIGA 輝く 国スポ・障スポ彦根市実行委員会組織図





## 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 彦根市開催基本方針

### 1 基本方針

第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会は、競技力の向上やスポーツの普及・振興を図ることで、すべての市民がより身近にスポーツを楽しみ、生涯を通じて健康で心豊かな生活を送ることができるよう、両大会を一体的に開催することで、障害に対する理解を深め、障害のある人の社会参加の推進に寄与する大会とします。

また、市民総参加で心のこもったおもてなしや情報発信に取り組むことで、市全体の連帯感を高め、本市が目指す「風格と魅力ある都市の創造」につながる大会を目指します。

### 2 実施目標

#### (1) スポーツで彦根を元気にする大会

市民一人ひとりが、年齢、性別、健康状態や障害の有無等に関わらず、「する」「みる」「ささえる」といった様々な形でスポーツに積極的に参画するきっかけとします。

#### (2) 彦根の子ども・若者や女性が主体的に関わる大会

子ども・若者や女性による大会に向けた準備や大会運営への主体的な参画を図ることで、子ども・若者の育成やスポーツを通じた女性活躍の推進につなげます。

#### (3) みんながともに支えあう彦根を目指す大会

障害のある人が主体的に大会に参画することや、スポーツを通じた交流の場の創出により、障害への理解を深め、ともに支えあう社会を築きます。

#### (4) 市民総参加でつくり、彦根の力を結集する大会

東京2020オリンピック・パラリンピックやワールドマスターズゲームズ2021関西で高まる関心や実績を両大会につなげ、スポーツボランティア活動が円滑に行われるように努め、市民、地域、関係機関・団体、大学、事業者、NPOなどの多様な主体による大会準備・運営への参画や発信を推進し、市民の力を結集します。

#### (5) 彦根の魅力を再発見し、地域振興につなげる大会

自然、歴史、文化、食などの様々な彦根の魅力を見つめなおし、全国に発信するとともに、競技会運営やおもてなしをきっかけとした地域振興を図ります。

#### (6) 彦根の子どもが、彦根で育ち、彦根で活躍する大会

大会を契機として、彦根の地で選手が育ち、その選手が指導者となって次の世代を育てるなど、彦根のスポーツの発展を支える好循環の形成に努めます。

#### (7) 彦根の特色を生かし、創意工夫を凝らした大会

既存施設の有効活用や大会運営の簡素化・効率化を徹底し、開催経費の低減に努めつつ、彦根らしい魅力あふれる大会を目指します。

## 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 彦根市宿泊基本計画

### 1 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員、その他関係者（以下「大会参加者」という。）を温かくお迎えするため、「彦根市開催準備総合計画」に基づき、宿泊施設等との連携により、十分にくつろいでいただける環境を整えるとともに、より多くの方々の受け入れができる効率的な配宿体制の確立を図る。

### 2 内容

#### (1) 宿泊

ア 大会参加者の宿泊施設は、原則として市内の旅館等（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル、簡易宿所をいう。以下同じ。）とする。

イ 市内の旅館等だけで大会参加者を収容することが困難な場合は、県、関係機関、関係団体等と協議のうえ、公共施設等や近隣市町の旅館等を利用する。

ウ 風紀上、衛生上、安全対策上支障があると認められた宿泊施設は利用しない。

#### (2) 配宿

ア 選手、監督、競技会に関わる役員の配宿は、競技会場、練習会場までの交通状況等を考慮し、大会運営に支障のないよう留意して行う。

イ 選手、監督の配宿は、都道府県別、競技別、競技種別、男女別を考慮する。

ウ 役員、視察員、報道員、その他関係者の宿泊施設は、原則として選手、監督とは別の宿泊施設とする。

エ 大会参加者を近隣市町の旅館等に配宿する場合は、県と協議して行う。

#### (3) 宿泊料金

ア 大会参加者の宿泊料金は、県と旅館等の関係団体との協議を経て、公益財団法人日本スポーツ協会において決定されたものを適用する。

#### (4) 食事

ア 大会参加者に提供する食事は、衛生面や栄養バランスを考慮するとともに、地元のさまざまな食材を取り入れた郷土色豊かなものとする。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会  
彦根市医事・衛生基本計画

1 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者および一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の医事・衛生については、関係機関および関係団体等の協力を得て、医療救護体制を整えるとともに、清潔で快適な環境整備に努める。

2 基本事項

(1) 医療救護

大会参加者等の傷病の発生に速やかに対処するため、関係機関および関係団体等の協力を得て、各競技会場に救護所を設置するとともに、応急処置および必要に応じて医療機関へ移送するなど、医療救護体制を整える。

(2) 防疫

大会参加者等の感染症の発生を予防し、そのまん延を防止するため、関係機関および関係団体等の協力を得て、防疫体制を整える。

(3) 食品衛生

大会参加者等の食中毒の発生を予防するため、関係機関および関係団体等の協力を得て、食品衛生に対する取組を推進する。

(4) 環境衛生

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関および関係団体等はもとより、広く市民の協力を得て、宿舎および競技会場等における環境衛生の取組を推進する。

## 第1号議案

### わた SHIGA 輝く国スポ彦根市食品衛生対策要項（案）

#### 1 趣旨

この要項は、「第79回国民スポーツ大会彦根市医事・衛生基本計画」に基づき、わた SHIGA 輝く国スポにおける食品衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

#### 2 実施方法

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

#### 3 食品衛生対策

##### (1) 食品衛生に対する意識の向上

食品関係事業者、大会参加者等に食品衛生に関する意識の向上を図り、食品の衛生的取扱いの向上に努める。

##### (2) 監視・指導

県、関係機関・団体等と連携し、宿泊施設、弁当調製施設、土産食品の製造・販売施設および競技会場の食品販売店に対して、重点的に監視・指導を行う。

##### (3) 健康管理

県、関係機関・団体等と連携し、食品関係事業者に対し、食中毒の発生日予防を重点とした従事者の健康管理の徹底および病原体保有者の発見に向けた検査の実施を励行するよう指導する。

##### (4) 食中毒発生時の対応

大会参加者等に食中毒患者が発生した場合、食品衛生法等に基づき必要な措置を講じるとともに、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。

#### 4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、食品衛生対策の実施に関して必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

## わた SHIGA 輝く国スポ彦根市環境衛生対策要項（案）

### 1 趣旨

この要項は、「第 79 回国民スポーツ大会彦根市医事・衛生基本計画」に基づき、わた SHIGA 輝く国スポにおける環境衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

### 2 実施方法

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て環境衛生対策を実施する。

### 3 環境衛生対策

#### (1) 環境衛生に対する意識の向上

関係機関・団体等と連携し、市民、大会参加者等の環境衛生に対する意識の向上を図り、環境美化の推進に努める。

#### (2) 会場の環境美化

関係機関・団体等と連携し、競技会場、練習会場等の衛生管理体制を確立し、会場を清潔に保持するよう努める。

#### (3) 生活環境の美化

関係機関・団体等と連携し、会場、宿舎の周辺における道路、河川、公園等、公共の場所の清掃を積極的に行うとともに、ごみの不法投棄やポイ捨ての防止に向けた啓発に努める。

#### (4) 宿舎の衛生対策

関係機関・団体等と連携し、宿舎の管理者に対し、宿泊者が快適な条件のもと過ごせるよう環境衛生の保持に努めるよう指導する。

#### (5) 廃棄物の処理

会場等における廃棄物の発生抑制および分別収集を徹底し、可能な限りリユースおよびリサイクルに努める。また、リサイクルができない廃棄物については、適正な処理を行う。

### 4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、環境衛生対策について必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における環境衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

## わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会会則

### 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 実行委員会は、主たる事務所を滋賀県彦根市に置く。

(目的)

第3条 実行委員会は、第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会において、本市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に必要な事務および事業を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第4条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務および事業を行う。

- (1) 競技会の開催および運営に必要な方針および計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に必要な施設および設備の整備に関すること。
- (3) 競技会の開催および準備のための収支に関すること。
- (4) 関係競技団体その他の関係機関および関係団体との連絡調整に関すること。
- (5) その他実行委員会の目的の達成に必要な事務および事業に関すること。

### 第2章 組織

(組織)

第5条 実行委員会は、会長、副会長、常任委員、監事、顧問、参与、委員および専門委員をもって構成する。

2 副会長、常任委員、監事、顧問、参与、委員および専門委員は、次に掲げる者のうちから会長が選出する。

- (1) 彦根市議会議員
- (2) 彦根市職員
- (3) 関係競技団体その他の関係機関および関係団体を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

## 参考資料

(選任)

第6条 会長は、彦根市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員および監事は、総会の同意を得て会長が委嘱する。

3 顧問、参与、委員および専門委員は、会長が委嘱する。

(職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する副会長がその職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第11条第7項に規定する事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

5 顧問は、実行委員会の運営に関して助言する。

6 参与は、実行委員会の業務のうち重要な事項に参加する。

7 専門委員は、専門委員会を構成し、第12条第2項および第3項に規定する事項を審議する。

(任期等)

第8条 会長の任期は、実行委員会が解散するときまでとする。

2 副会長、常任委員、監事、顧問、参与、委員および専門委員(以下この条において「副会長等」という。)の任期は、委嘱の日から実行委員会が解散するときまでとする。

3 副会長等が就任時において所属する関係機関または関係団体の役職を離れたときは、副会長等を辞任したものとみなす。この場合において、会長は、当該関係機関または関係団体の後任者を、当該副会長等の後任者に委嘱するものとし、当該後任者は、その残任期間を務めるものとする。

4 会長は、副会長等に特別な事情が生じたときは、当該副会長等を解任することができる。

5 会長は、会長および副会長等(専門委員を除く。)の変更があった場合は、次の総会において報告するものとする。

6 会長および副会長等は、無報酬とする。

### 第3章 会議

(会議の種類)

第9条 実行委員会に次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

## 参考資料

### (3) 専門委員会

#### (総会)

第10条 総会は、会長、副会長、常任委員および委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長または会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、次の事項について審議し、議決する。
  - (1) 競技会の開催および運営に係る基本方針等に関すること。
  - (2) 会則の制定および改廃に関すること。
  - (3) 事業計画および事業報告に関すること。
  - (4) 予算および決算に関すること。
  - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
  - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、副会長、常任委員および委員の過半数の出席がなければ開会し、議決をすることができない。
- 6 副会長、常任委員および委員は、総会に出席できない場合は、あらかじめ通知された事項について、代理人または書面の提出により、議決権を行使することができる。この場合において、当該副会長、常任委員および委員は、総会に出席したものとみなす。
- 7 総会の議事は、出席した副会長、常任委員および委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 会長は、必要に応じて監事、顧問および参与に総会への出席を求めることができる。

#### (常任委員会)

第11条 常任委員会は、会長、副会長および常任委員をもって構成する。

- 2 常任委員会に委員長および副委員長を置く。
- 3 委員長は会長をもって充て、副委員長は副会長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する副委員長がその職務を代理する。
- 5 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 6 常任委員会の議長は、委員長または委員長が指名した者がこれに当たる。
- 7 常任委員会は、次の事項について審議し、決定する。
  - (1) 総会から委任された事項に関すること。



## 参考資料

- (2) 専門委員会の設置および運営ならびに専門委員会への付託および委任に関すること。
  - (3) 総会を招集する時間的余裕がない緊急の事項に関すること。
  - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 常任委員会は、前項第 2 号の規定により専門委員会に付託する事項のうち、必要と認める事項については、専門委員会に委任することができる。
  - 9 常任委員会は、第 7 項の規定により審議し、決定した事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。
  - 10 常任委員会は、副会長および常任委員の過半数の出席がなければ開会し、議決をすることができない。
  - 11 副会長および常任委員は、常任委員会に出席できない場合は、あらかじめ通知された事項について、代理人または書面の提出により議決権を行使することができる。この場合において、当該副会長および常任委員は、常任委員会に出席したものとみなす。
  - 12 常任委員会の議事は、出席した副会長および常任委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (専門委員会)

第 12 条 専門委員会は、常任委員会が必要と認める場合に設置するものとし、専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告するものとする。
- 4 前 3 項に規定するもののほか専門委員会の運営に関し必要な事項は、常任委員会に諮って会長が定める。

### 第 4 章 会長の専決処分

第 13 条 会長は、総会および常任委員会(以下この条において「総会等」という。)を招集する時間的余裕がないと認める場合は、総会等の権限に属する事項を専決処分することができる。

- 2 会長は、総会等の権限に属する事項で軽易なものを専決処分することができる。
- 3 会長は、前 2 項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

### 第 5 章 事務局

## 参考資料

第 14 条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 第 6 章 会計

(経費)

第 15 条 実行委員会の経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(事業計画および予算)

第 16 条 実行委員会の事業計画および予算については、総会の議決を得なければならない。

(事業報告および決算)

第 17 条 実行委員会の事業報告および決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 18 条 実行委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

- 2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 第 7 章 解散

(解散)

第 19 条 実行委員会は、競技会に関するすべての業務を終了した後、解散する。

(残余財産の帰属)

第 20 条 実行委員会が解散した場合において、その残余財産は、彦根市に帰属するものとする。

### 第 8 章 補則

第 21 条 この会則に定めるもののほか実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この会則は、令和 2 年 1 月 27 日から施行する。

付 則

- 1 この会則は、令和 4 年 8 月 4 日から施行する。
- 2 この会則の施行の際、現に第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会彦根市準備委員会の副会長、常任委員、監事、顧問、参与および委員である者は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会の副会長、常任委員、監事、顧問、参与および委員に委嘱されたものとみなす。
- 3 この会則の施行の際、現に制定されている第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポ

## 参考資料

一ツ大会彦根市準備委員会の方針、計画および関係規程等中、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会彦根市準備委員会とあるものは、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会と読み替える。

## わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会会則(令和4年8月4日施行)第12条第4項の規定に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会専門委員会(以下「専門委員会」という。)の組織および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の名称等)

第2条 専門委員会の名称ならびにわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会常任委員会からの付託事項および委任事項は、別表のとおりとする。ただし、常任委員会委員長が認める形式的な変更等の軽易な事項については、付託を省略し、または委任しないことができる。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

(役員を選任)

第4条 委員長および副委員長は、専門委員(以下「委員」という。)のうちからわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 専門委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決をすることができない。

4 専門委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人または書面の提出により、議決権を行使することができる。この場合において、書面の提出により議決権を行使した委員は、専門委員会に出席したものとみなす。

5 専門委員会の議事は、出席した委員(あらかじめ通知された事項について、書面により議決権を行使した委員を含む。)の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 専門委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門

## 参考資料

的事項について調査研究を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 専門部会は、委員のうちから委員長が指名した者(以下「部会員」という。)をもって構成する。

3 第3条から第5条までならびに前条第1項、第2項および第5項の規定は、専門部会について準用する。この場合において、第3条から第5条までならびに前条第1項および第2項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第3条、第4条および第5条第2項中「副委員長」とあるのは「副部会長」と、第4条中「専門委員(以下「委員」という。)」とあるのは「部会員」と、前条第5項中「出席した委員(あらかじめ通知された事項について、書面により議決権を行使した委員を含む。)」とあるのは「出席した部会員」と読み替えるものとする。

4 部会員の任期は、委員の任期の例による。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会および専門部会の運営に関し必要な事項は、委員長または部会長が会長の承認を得て別に定める。

### 付 則

この規程は、令和4年8月4日から施行する。

### 別表(第2条関係)

名 称	付 託 事 項	委 任 事 項
総務企画 専門委員会	1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民運動に関すること。 5 歓迎・接伴に関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること。	左記付託事項のうち、要項等の策定および事業の実施に関すること。
競技式典 専門委員会	1 競技・式典に関すること。 2 施設整備に関すること。 3 その他競技式典に関すること。	左記付託事項のうち、要項等の策定および事業の実施に関すること。
宿泊衛生 専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事・衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。	左記付託事項のうち、要項等の策定および事業の実施に関すること。
輸送交通 専門委員会	1 輸送・交通に関すること。 2 警備・消防・防災に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。	左記付託事項のうち、要項等の策定および事業の実施に関すること。

宿泊衛生専門委員会のスケジュール

年月	彦根市（内容）	県・日スポ協
令和4年度 2022年度 （3年前）	○常任委員会・総会（8/4開催） <b>★第1回宿泊衛生専門委員会（2/8）</b> ・食品衛生対策要項（案）の審議 ・環境衛生対策要項（案）の審議	・開催の正式決定 ・本会期の決定 ・競技別会期の決定 ・合同配宿実施方針
令和5年度 2023年度 （2年前）	○常任委員会、総会（7月開催予定） <b>★第2回宿泊衛生専門委員会（上半期）</b> ・医療救護対策要項（案）の審議 ・防疫対策要項（案）の審議 ・弁当調達要項（案）の審議 ・弁当調製施設選考基準（案）の審議 ・弁当調製施設募集要領（案）の審議 <b>★第3回宿泊衛生専門委員会（下半期）</b> ・弁当調達施設の指定について（案）の審議 ・リハ大会の弁当調達について（案）の審議 ・弁当料金・容器について（案）の審議 ・食品衛生対策要領（案）の審議 ・環境衛生対策要領（案）の審議 ・医療救護対策要領（案）の審議 ・防疫対策要領（案）の審議	・合同配宿業務委託 （～当該年度まで） ・宿泊施設調査 （～当該年度まで） ・宿舎説明会 （～当該年度まで） ・第2次仮配宿
令和6年度 2024年度 （1年前）	○常任委員会、総会 ○競技別リハーサル大会の開催 <b>★第4回宿泊衛生専門委員会（日程未定）</b> ・食品衛生講習会について	・配宿センター設置 ・第3次仮配宿 ・宿泊要項決定
令和7年度 2025年度 （開催年）	○輸送交通業務等委託 ○デモンストラションスポーツの開催 ○わた SHIGA 輝く国スポ・障スポの開催	・配宿センター運営 ・最終仮配宿 ・本配宿

※開催時期や内容は、いずれも予定であり、準備の進捗により変動することがあります。  
 ※このほか、必要に応じて、宿泊衛生専門委員をはじめとする関係機関・団体等との連絡・調整を行います。